



公益財団法人 日本医療機能評価機構



No.62 2012年1月

〔患者の体内に植込まれた 医療機器の不十分な確認〕

患者の体内に植込まれた医療機器の確認が不十分なまま、MRI検査を実施した事例が7件報告されています(集計期間:2008年1月1日～2011年11月30日、第9回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

**患者の体内に植込まれた医療機器の確認が
不十分なまま、MRI検査を実施した事例が報告
されています。**

患者の体内に植込まれていた医療機器	件数
ペースメーカー	4
植込み型除細動器	1
人工内耳	1
圧可変式の脳室シャントバルブ	1

◆患者の体内に植込まれた医療機器には、脳動脈瘤手術用クリップや体内固定用プレートなども含みます。

〔患者の体内に植込まれた医療機器の不十分な確認〕

事例 1

ペースメーカー挿入後の患者が、下肢筋力低下のため、整形外科を受診した。医師は、腰部MRIをオーダーした際、ペースメーカーの有無の確認を怠った。放射線技師は、検査前に家族の立会いのもと財布などの金属類の持参はないか確認し、検査を開始した。検査中、家族より「患者はペースメーカー植込み術をしている」と言われ、直ちに検査を中止した。

事例 2

聴力障害のある患者にMRI検査を行う際、MRIオーダー上は金属の項目が「なし」になっていたが、病棟看護師からMRI室担当看護師に「補聴器を使用」との申し送りがあった。その後、右耳の補聴器をはずして入室し、ガントリーの中に入ったところ、患者より「頭が痛い。人工内耳が…」と訴えがあったため、直ちにMRI検査を中止した。確認すると、患者は左耳に人工内耳の植込みをしていたが、検査を依頼した外科医師には伝わっていなかった。

事例が発生した医療機関の取り組み

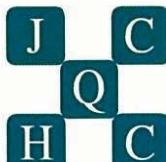
- ・MRI検査前のチェックリストに、患者の体内に植込まれた医療機器に関する項目を追加する。
- ・患者の体内に植込まれた医療機器の情報収集をする際、必ず患者または家族から問診を行う。
- ・患者の体内に植込まれた医療機器の情報は、植込み術を実施した診療科の主治医がカルテに記載するなど、各科で情報を共有できるようにする。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/>